

大谷學報

第六十一卷 第二号

昭和五十六年九月三十日発行

元朝治下江南の士大夫たち……………藤島 建樹 (1)
——笑隱大計をめぐって——

集合行動論の系譜とその視点……………志水 宏行 (15)
——宗教の運動論的理解にむけての覚書——

トーマス・マンの唯一の未完作『詐欺師
フェーリクス・クルルの告白』……………禿 憲仁 (27)
——その特性とパロディー——

昭和五十五年度 特別研究員研究發表要旨…………… (39)

新刊紹介…………… (53)
彙報…………… (55)

付着藻類の群落構造とその遷移……………日下部有信 (1)

大 谷 大 学
大 谷 學 会

大谷学報 第六十一卷 第一號

大谷大学研究年報 第三十三集

仏智不思議の世界……………白井 元成
——不斷煩惱得涅槃——

浴佛と行像……………滋賀 高義
——佛教信仰の一面について——

孔子と異相……………若槻 俊秀

シユライエルマッハーの
宗教と生死の問題……………築山 修道

昭和五十五年度 修士・卒業論文題目一覽

昭和五十五年度 寄贈交換誌目録

鹽から見たる中國古代史……………佐伯 富
キルケゴーとニーチェ……………大屋 憲一
——その「生成」の問題——

現代社会における祖先崇拜の研究……………高橋 憲昭

廣瀬 英一

U・S・A の「カメラ・アイ」
(39)、(42)、(46)、(50)、(51)評訳……………廣瀬 英一

ウオーミングアップ時の
生体反応に関する基礎的研究……………瀬戸 進

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

Jiāng-nán Gentry during the Yuán Dynasty *Tateki Fujishima* (1)
—On the *Xiǎo-yin dai-xin*—

A Genealogical Approach to Collective Behavior... *Hiroyuki Shimizu* (15)
—For the Dynamic Understanding of Religion—

Das einzige unvollendete Werk Thomas Manns:

“*Bekenntnisse des Hochstaplers Felix Krull*” *Kenjin Kamuro* (27)
—Eigenschaften und Parodie—

The Structure and Succession
of Sessile Algal Communities..... *Arinobu Kusakabe* (1)

Miscellaneous

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、
会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会に
おいて互選する。
- 2、委員は企画・編集・出版等の会務
を掌理する。
- 3、委員の任期は二年とする。但し再
任をさまたげない。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会に
おいて互選する。任期は二年とする。
- 2、監事は本会の会計を監査する。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究
を発表し、「大谷学報」並びに「大谷
大学研究年報」の配布を受け、本会
主催の会合に出席することができる。
- 第一条 会員の会費は年額金四千円と
する。但し、学生会員は貳千円とする。
- 第二条 1、本会の経費は会費をもつ
てこれに當てる。
- 3、前項のほか、本会の趣旨に賛同
し、役員会において承認されたもの
は、会員となることができる。
- 4、その他必要な事業
- 第五条 1、本会は大谷大学大学院・文
学部並びに短期大学部のすべての教
育職員及び学生をもって会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同
し、役員会において承認されたもの
は、会員となることができる。
- 第六条 会員には大谷学会を置く。
- 第七条 本会は眞宗学・仏教学・哲学・
社会学・史学・文学、その他の学術
研究と発表をおこなうことを目的と
する。
- 第八条 本会は前条の目的を達成するた
め、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の發行
- 二、「大谷大学研究年報」の發行
- 三、研究会及び公開講演会の開催
- 四、その他必要な事業
- 第五条 1、本会は大谷大学大学院・文
学部並びに短期大学部のすべての教
育職員及び学生をもって会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同
し、役員会において承認されたもの
は、会員となることができる。
- 第六条 本会に左の役員を置く。
- 一、会長
- 二、委員
- 三、監事

第三条 この規程の改正には、教授会
の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年
四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大
谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会役員

委員 岩見 至 大屋 憲一

桜部 建 高橋 憲昭

友田 孝興 名畠 崇

廣瀬 英一 福島 光哉

箕浦 恵了 山本 唯一

昭和五十六年九月三十日発行

大谷学会

編集兼 訓 翡 嘉 雄

発行者 電話(075)432-1313

印刷者 西 村 明

発行所 京都市北区小山上総町

大谷学 会

郵便番号 603-0751
三、三代

第一二条 本会の事務は、教務課の所管
とする。